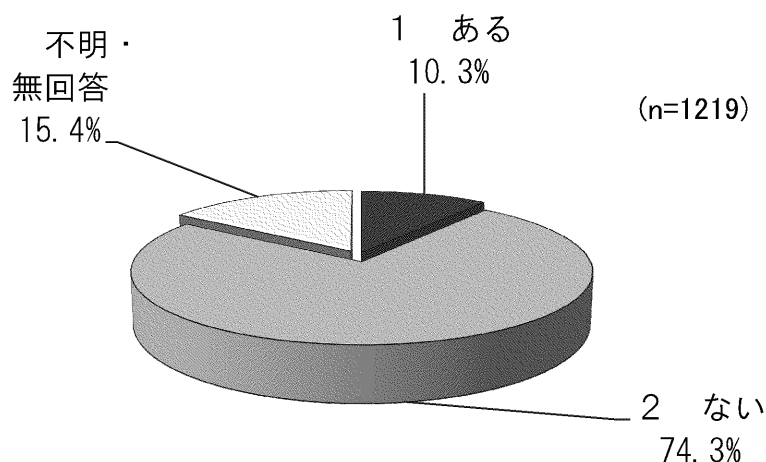


(4) 人権侵害と相談・救済について

問 16 この5年間（平成21年から今現在）自分の人権が侵害されたと思われたことはありますか。《○は1つ》



この5年間で人権侵害を受けたことがあると思った人は1割

この5年間で自身の人権侵害について、10.3%の人が人権侵害を受けたと思っている、と回答している。

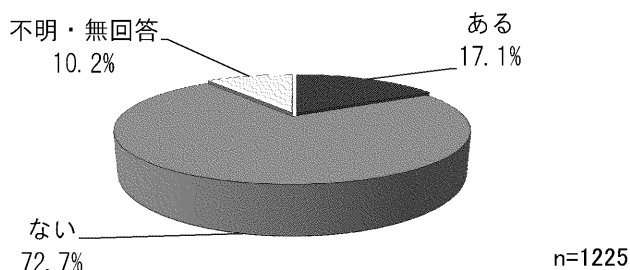
前回調査とは、質問内容が異なるため、単純な比較はできないが、「ある」と回答した人の割合は減少していると考えられる。

性別でみると、女性の方が「ある」と回答した人の割合が高くなっている。

年代別でみると、「ある」と回答した人の割合は、20～50歳代で高くなっている。

参 考

前回（平成17年調査）『今までに自分の人権が侵害されたと思われたことはありますか』

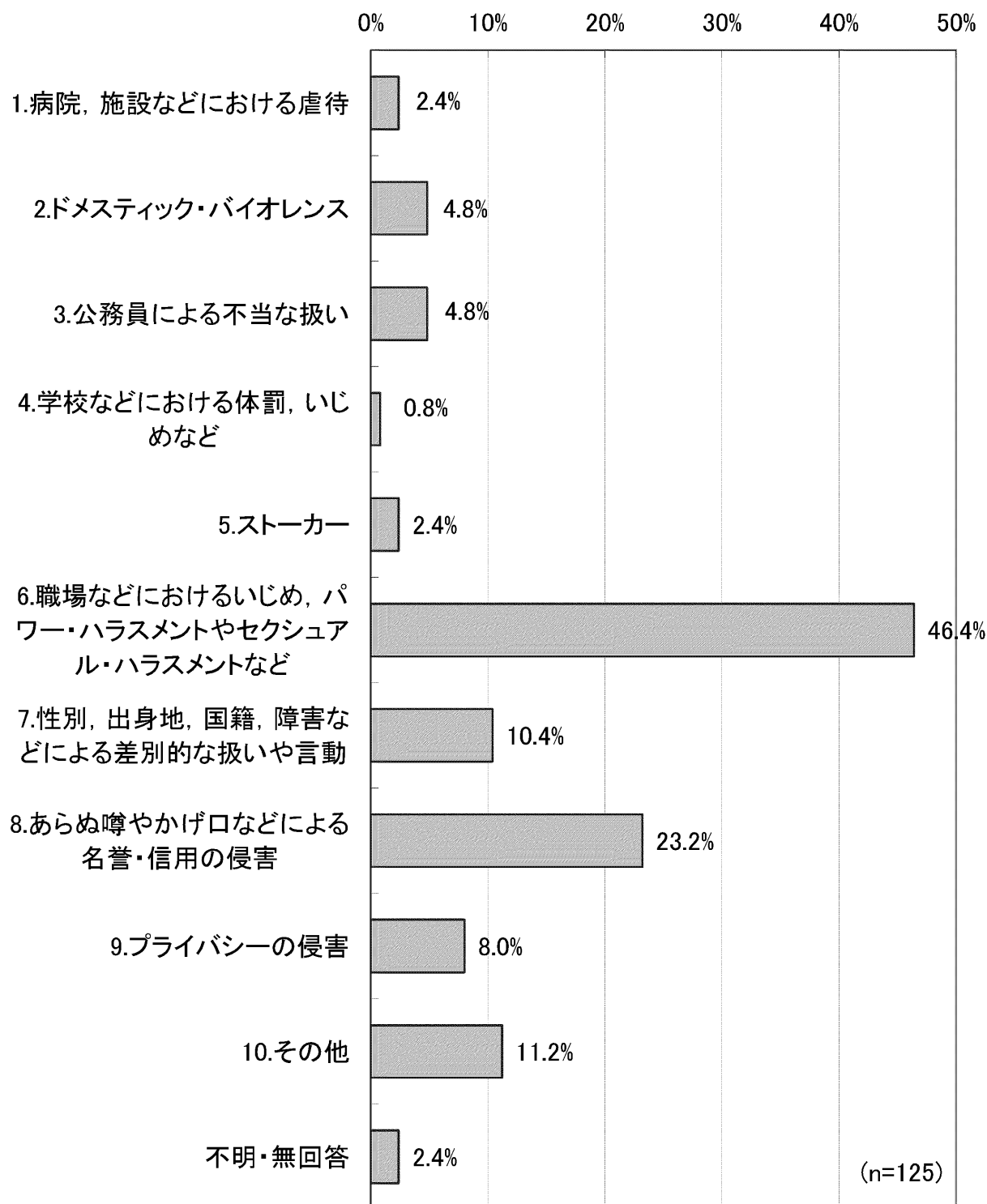


	男 (n=510)	女 (n=696)	20歳代 (n=108)	30歳代 (n=168)	40歳代 (n=182)	50歳代 (n=203)	60歳代 (n=270)	70歳以上 (n=281)	全体 (n=1219)
ある	8.6	11.5	17.6	14.9	15.9	12.3	5.6	4.3	10.3
ない	76.9	73.3	64.8	72.0	71.4	74.4	80.4	76.9	74.3
不明・無回答	14.5	15.2	17.6	13.1	12.6	13.3	14.1	18.9	15.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

問 17 問 16 で 1 と回答された方にお尋ねします。その内容や相談先、相談結果などに関して、次の A～C にお答えください。（複数ある場合は、そのうちの 1 つについて、お答えください。）

A 人権侵害の内容

どのような内容でしたか。下の A の選択肢から、1 つ選んで番号を記入してください。



※複数回答扱いで集計

人権侵害の内容は職場などにおけるいじめ、パワハラ、セクハラが最も多い

「6. 職場などにおけるいじめ、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなど」が46.4%と半数近くで最も多くなっており、次いで「8. あらぬ噂やかげ口などによる名誉・信用の侵害」が23.2%と続いている。

前回調査とは、選択肢が異なるため、単純な比較はできないが、職場でのいじめ等が増加しているほか、あらぬ噂やかげ口等は減少していると考えられる。

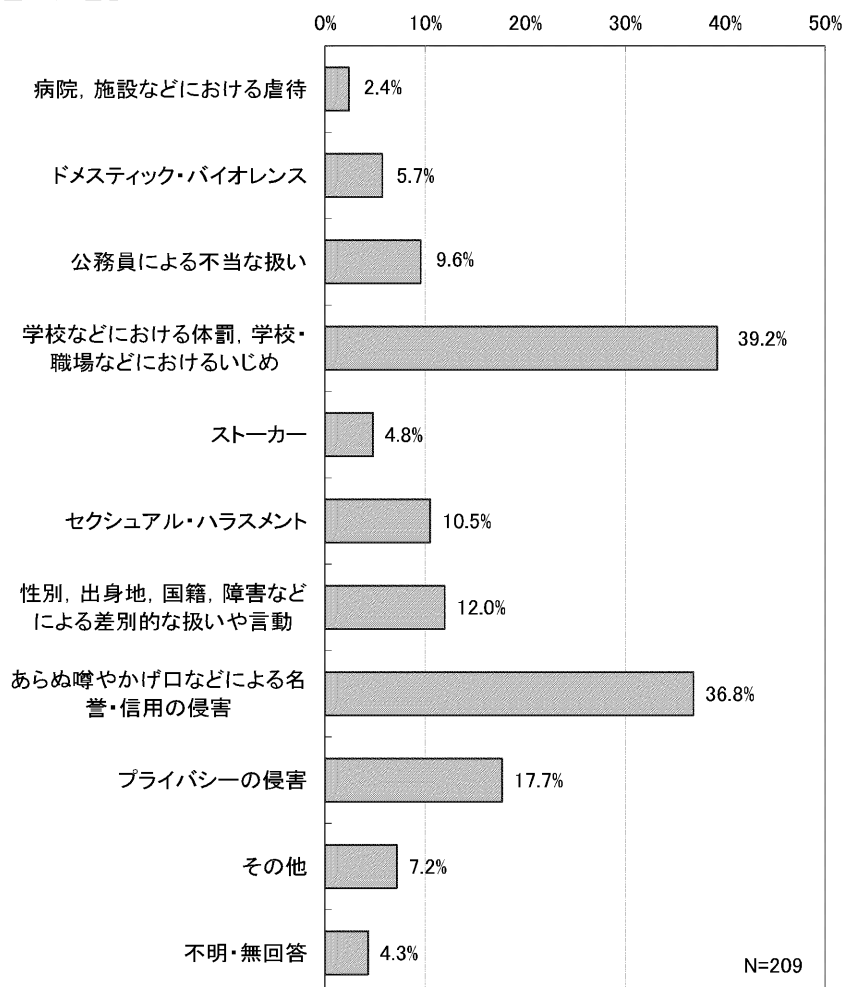
性別でみると、男性では「6. 職場などにおけるいじめ、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント」や「9. プライバシーの侵害」と回答する人の割合が高くなっており、女性では、「7. 性別、出身地、国籍、障害などによる差別的な扱いや言動」、「8. あらぬ噂やかげ口などによる名誉、信用の侵害」と回答する割合が高くなっている。

年代別でみると、「2. ドメスティック・バイオレンス」と回答した人の中で、20～40歳代の割合が高くなっているほか、「8. あらぬ噂やかげ口などによる名誉、信用の侵害」と回答した人の中では、40～60歳代の割合が高くなっている。

参 考

前回(平成17年調査)

『人権侵害の内容』



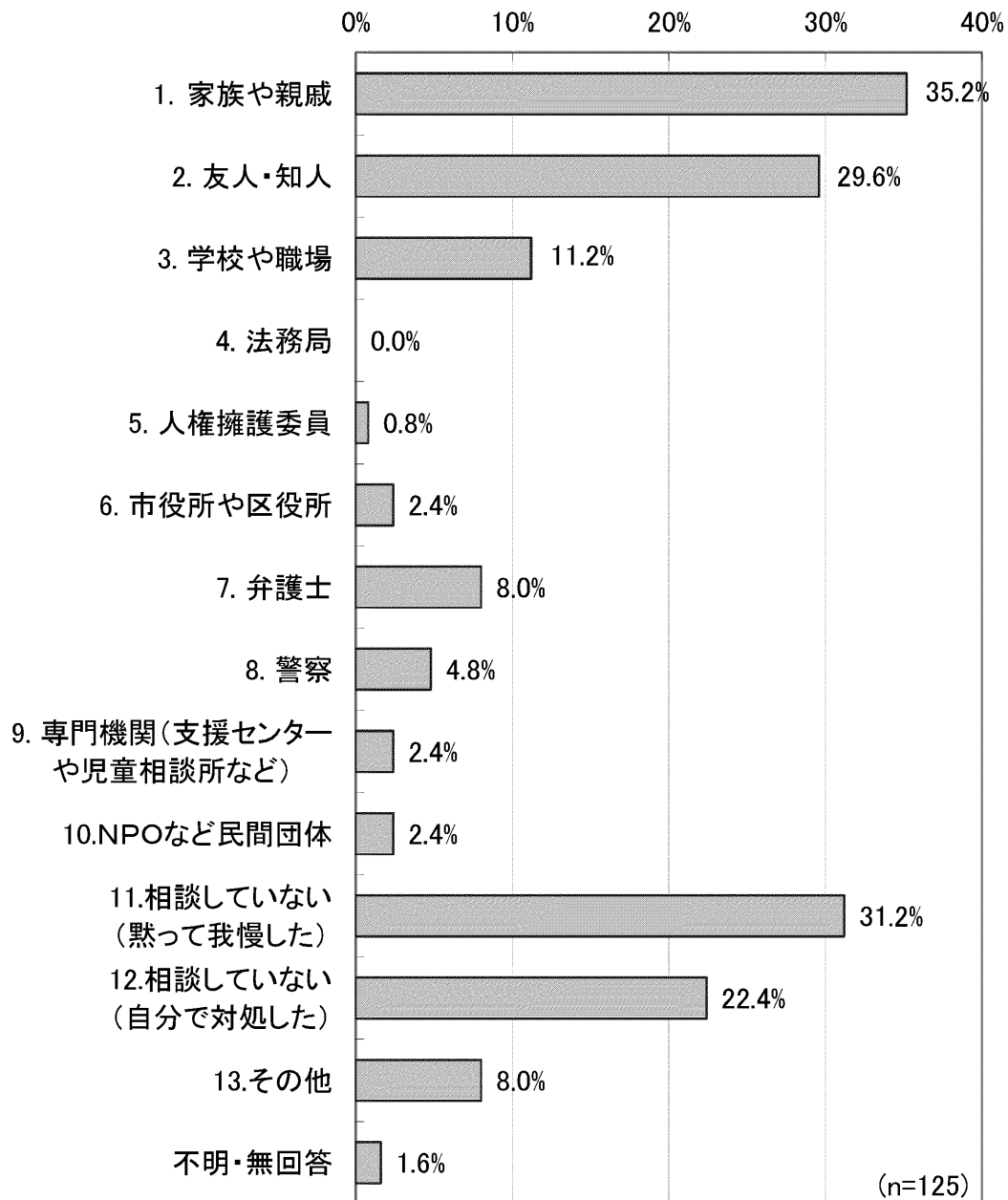
◆クロス集計(性別・年代)

(%)

	男 (n=44)	女 (n=80)	20歳代 (n=19)	30歳代 (n=25)	40歳代 (n=29)	50歳代 (n=25)	60歳代 (n=15)	70歳以上 (n=12)	全体 (n=125)
1.病院、施設などにおける虐待	2.3	2.5	0.0	0.0	3.4	4.0	6.7	0.0	2.4
2.ドメスティック・バイオレンス	2.3	6.3	5.3	8.0	10.3	0.0	0.0	0.0	4.8
3.公務員による不当な扱い	6.8	3.8	5.3	0.0	10.3	8.0	0.0	0.0	4.8
4.学校などにおける体罰、いじめなど	0.0	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	0.8
5.ストーカー	2.3	2.5	5.3	0.0	0.0	4.0	0.0	8.3	2.4
6.職場などにおけるいじめ、パワー・ハラスメント やセクシュアル・ハラスメントなど	50.0	45.0	42.1	56.0	44.8	52.0	46.7	25.0	46.4
7.性別、出身地、国籍、障害などによる差別的な 扱いや言動	13.6	8.8	21.1	12.0	10.3	4.0	13.3	0.0	10.4
8.あらぬ噂やかけ口などによる名誉・信用の侵害	20.5	25.0	15.8	20.0	31.0	24.0	26.7	16.7	23.2
9.プライバシーの侵害	13.6	5.0	10.5	4.0	6.9	12.0	0.0	16.7	8.0
10.その他	9.1	12.5	5.3	8.0	10.3	8.0	20.0	25.0	11.2
不明・無回答	2.3	1.3	0.0	4.0	0.0	4.0	0.0	8.3	2.4

B 相談先

どこに相談されましたか。下のBの選択肢から、あてはまる番号を全て記入してください。



家族や親戚に相談した人が3割を超える一方、相談しなかった人も3割を超える

「1. 家族や親戚」が35.2%と最も多くなっているが、「11. 相談していない（黙って我慢した）」や「12. 相談していない（自分で対処した）」についても、それぞれ31.2%、22.4%となっている。

また、「2. 友人や知人」が29.6%、「3. 学校や職場」11.2%などの回答となっている。

性別でみると、男性では、「11. 相談していない（黙って我慢した）」、「12. 相談していない（自分で対処した）」と回答した人の割合が高くなっており、女性では、「1. 家族や親戚」、「2. 友人・知人」、「3. 学校や職場」と回答した人の割合が高くなっている。

年代別でみると、「1. 家族や親戚」と回答した人の中で30～40歳代の割合が高くなっている。

◆クロス集計（性別・年代）

(%)

	男 (n=44)	女 (n=80)	20歳代 (n=19)	30歳代 (n=25)	40歳代 (n=29)	50歳代 (n=25)	60歳代 (n=15)	70歳以上 (n=12)	全体 (n=125)
1. 家族や親戚	20.5	42.5	26.3	56.0	41.4	28.0	13.3	33.3	35.2
2. 友人・知人	11.4	40.0	31.6	28.0	27.6	36.0	33.3	16.7	29.6
3. 学校や職場	6.8	13.8	21.1	16.0	6.9	16.0	0.0	0.0	11.2
4. 法務局	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5. 人権擁護委員	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.7	0.0	0.8
6. 市役所や区役所	2.3	2.5	0.0	0.0	3.4	0.0	6.7	8.3	2.4
7. 弁護士	4.5	8.8	0.0	4.0	17.2	4.0	6.7	16.7	8.0
8. 警察	4.5	5.0	0.0	0.0	3.4	8.0	6.7	16.7	4.8
9. 専門機関（支援センターや児童相談所など）	0.0	3.8	5.3	0.0	3.4	0.0	6.7	0.0	2.4
10.NPOなど民間団体	4.5	1.3	0.0	0.0	6.9	0.0	6.7	0.0	2.4
11.相談していない（黙って我慢した）	38.6	27.5	36.8	16.0	37.9	24.0	40.0	41.7	31.2
12.相談していない（自分で対処した）	34.1	16.3	31.6	16.0	24.1	28.0	13.3	16.7	22.4
13.その他	11.4	6.3	5.3	8.0	10.3	4.0	13.3	8.3	8.0
不明・無回答	2.3	1.3	0.0	4.0	0.0	4.0	0.0	0.0	1.6

◆クロス集計(人権侵害の内容・相談先)〈複数回答〉

(人)

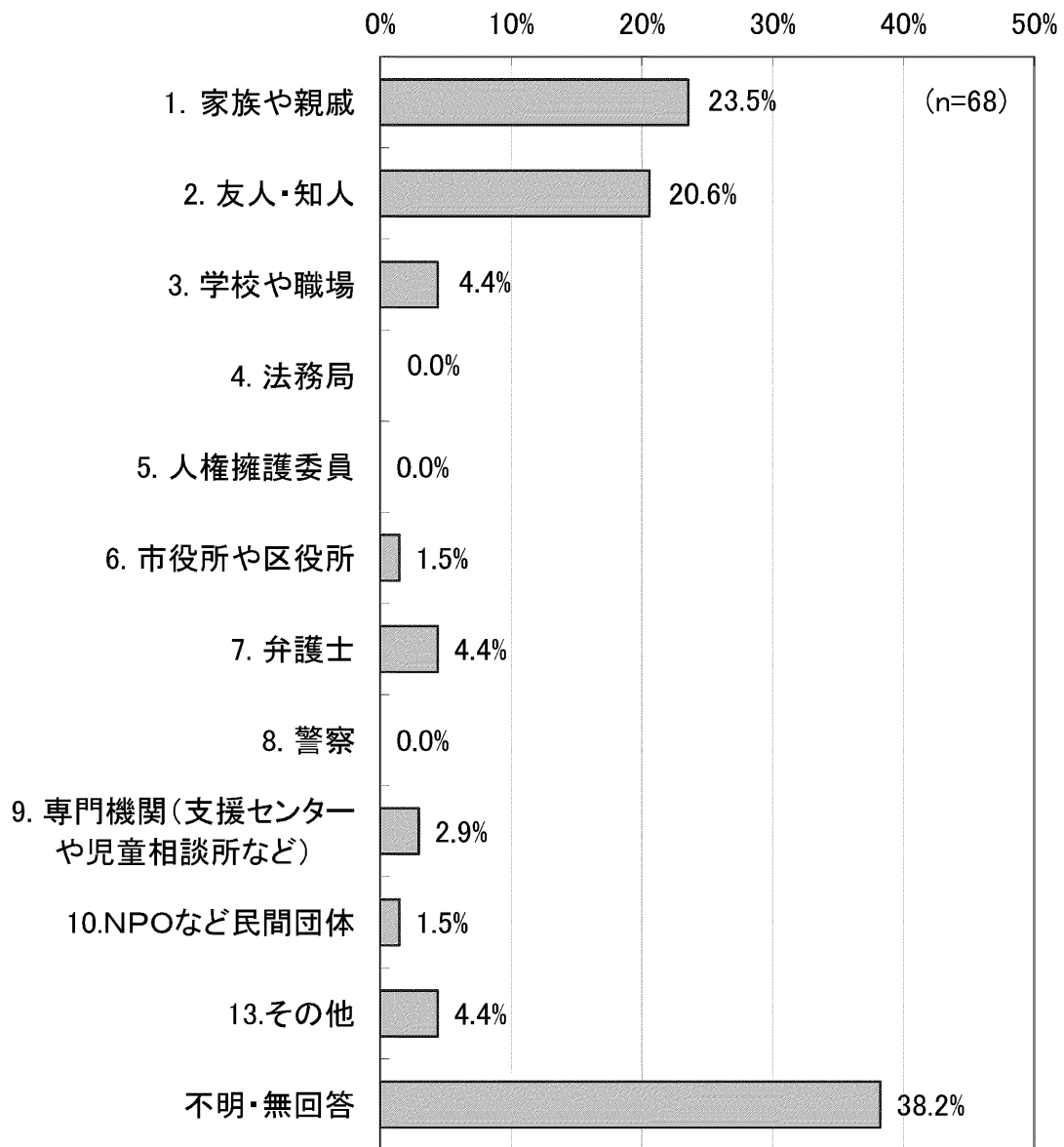
A:人権侵害の内容 (N=125)	B:相談先												
	1. 家族や親戚	2. 友人・知人	3. 学校や職場	4. 法務局	5. 人権擁護委員	6. 市役所や区役所	7. 弁護士	8. 警察	9. 専門機関 (支援センターや児童相談所など)	10. NPOなど民間団体	11. 相談していない (黙って我慢した)	12. 相談していない (自分で対処した)	13. その他
1.病院、施設などにおける虐待	1	1	0	0	1	0	2	2	0	1	0	1	1
2.ドメスティック・バイオレンス	3	1	0	0	0	1	3	1	0	1	1	1	0
3.公務員による不当な扱い	3	2	0	0	0	0	1	2	0	1	1	3	0
4.学校などにおける体罰、いじめなど	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0
5.ストーカー	2	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0
6.職場などにおけるいじめ、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなど	24	21	12	0	0	0	3	2	3	2	15	13	7
7.性別、出身地、国籍、障害などによる差別的な扱いや言動	3	3	1	0	0	1	0	0	0	1	5	3	1
8.あらぬ噂やかげ口などによる名誉・信用の侵害	12	11	0	0	0	0	2	1	0	1	12	5	0
9.プライバシーの侵害	3	1	1	0	0	0	0	1	0	0	5	4	0
10.その他	2	3	0	0	1	0	3	3	0	1	6	4	2

(数値は回答数)

C 評価(Bで 11 又は 12 以外の選択肢を回答した方のみ)

Bで回答していただいた相談先の中で、最も役に立ったと思われるものは何でしたか。

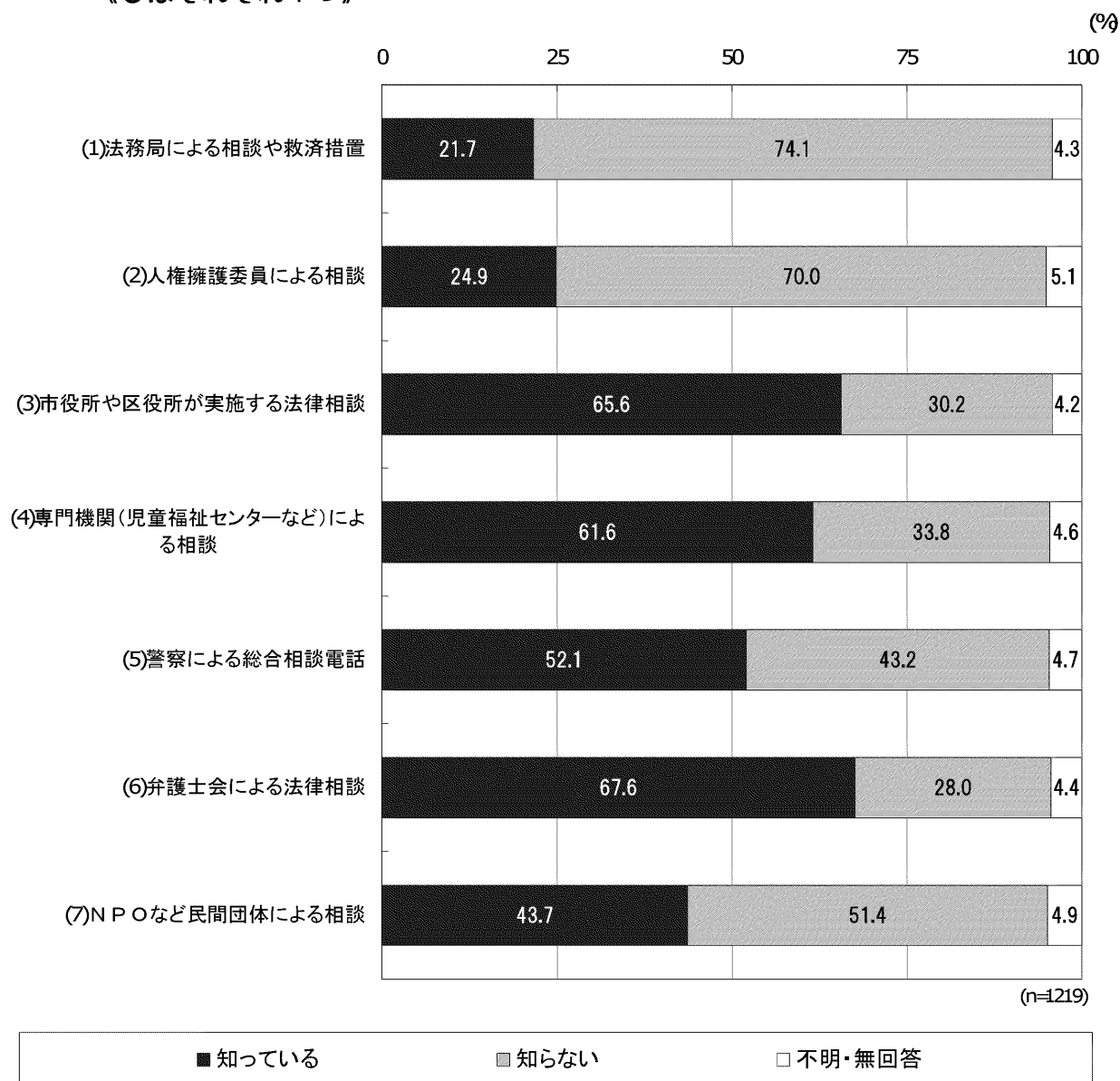
Bで選択した相談先の中から 1 つ選んで記入してください。



家族や親戚、友人や知人への相談が役に立ったと回答した人が多い

「1. 家族や親戚」、「2. 友人・知人」と回答した人の割合がそれぞれ 23.5%、20.6%と2割を超える。

問 18 次の(1)～(7)の人権を守るための制度などについて、あなたは知っていますか。
《○はそれぞれ1つ》



6割を超える人が弁護士会、市役所・区役所、専門機関による相談を知っている

「(6) 弁護士会による法律相談」を知っていると回答した人が67.6%と7割近くで最も多くなっており、次いで「(3) 市役所や区役所が実施する法律相談」が65.6%、「(4) 専門機関(児童福祉センターなど)による相談」が61.6%と6割を超えている。一方、「(1) 法務局による相談や救済措置」(21.7%)や「(2) 人権擁護委員による相談」(24.9%)については、3割以下にとどまっている。

前回調査とは、設問形式や選択肢が異なるため、単純な比較はできないが、市役所や区役所、専門機関、警察、弁護士会、NPOなど民間団体の相談について、認知が広まっていると考える。

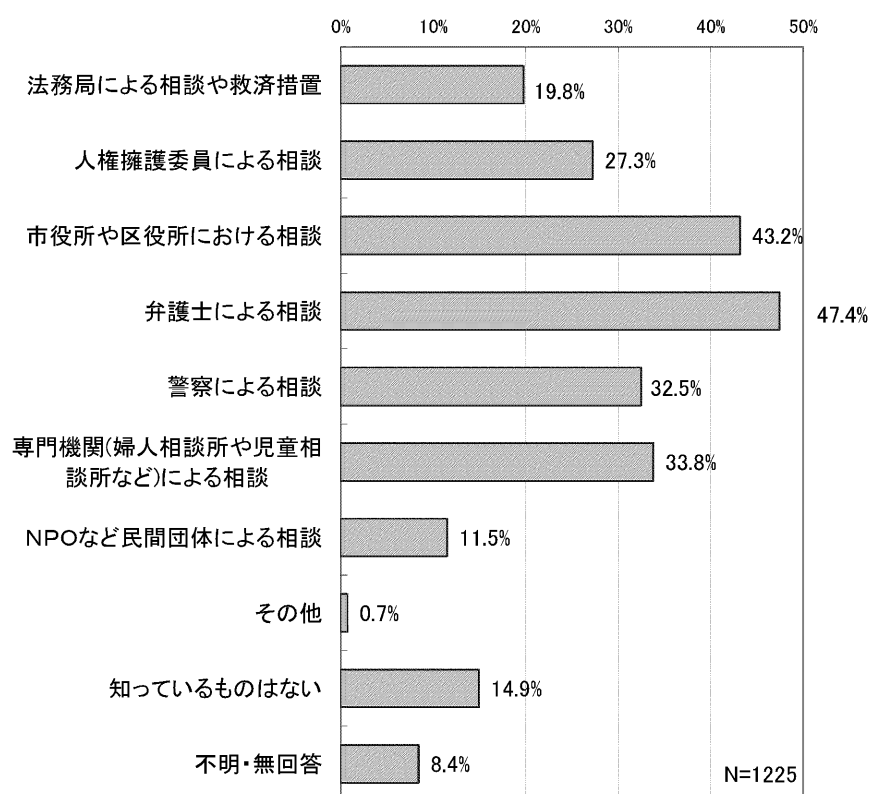
性別でみると、「(1) 法務局による相談や救済措置」や「(2) 人権擁護委員による相談」について、男性で「知っている」と回答した人の割合が高くなっている一方、女性では、「(4) 専門機関（児童福祉センターなど）による相談」、「(7) NPO など民間団体による相談」について、「知っている」と回答した人の割合が高くなっている。

年代別でみると、「(1) 法務局による相談や救済措置」や「(2) 人権擁護委員による相談」について、60 歳以上の年代で「知っている」と回答した人の割合が高くなっている一方、20～30 歳代では、その割合が低くなっている。

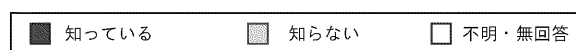
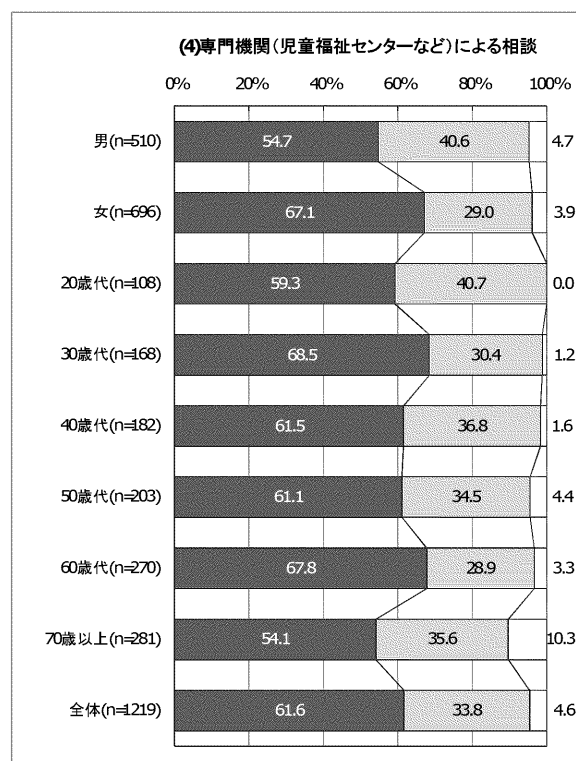
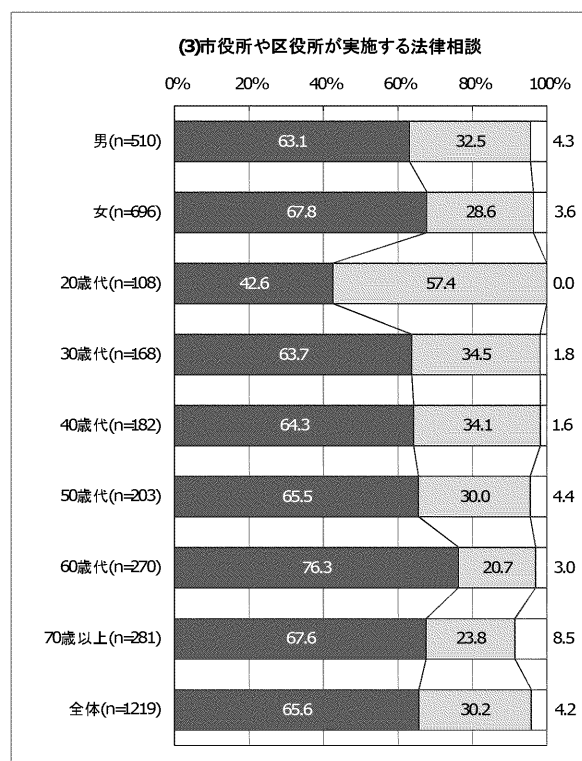
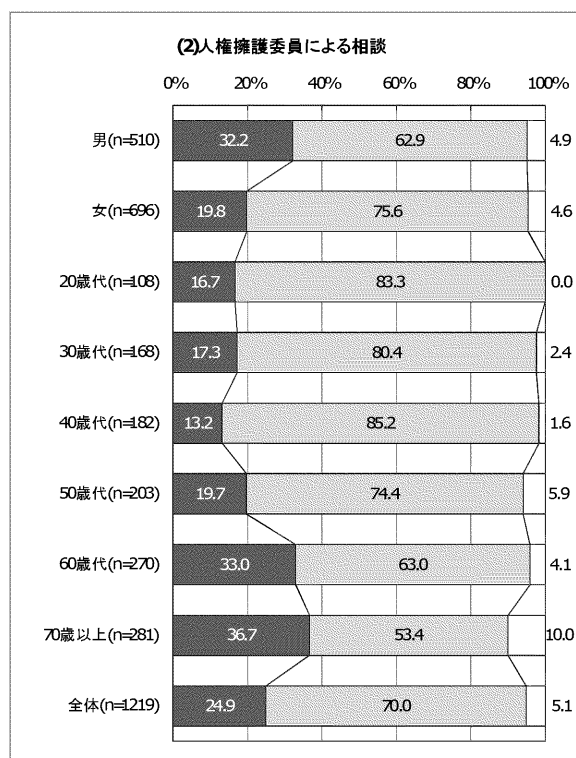
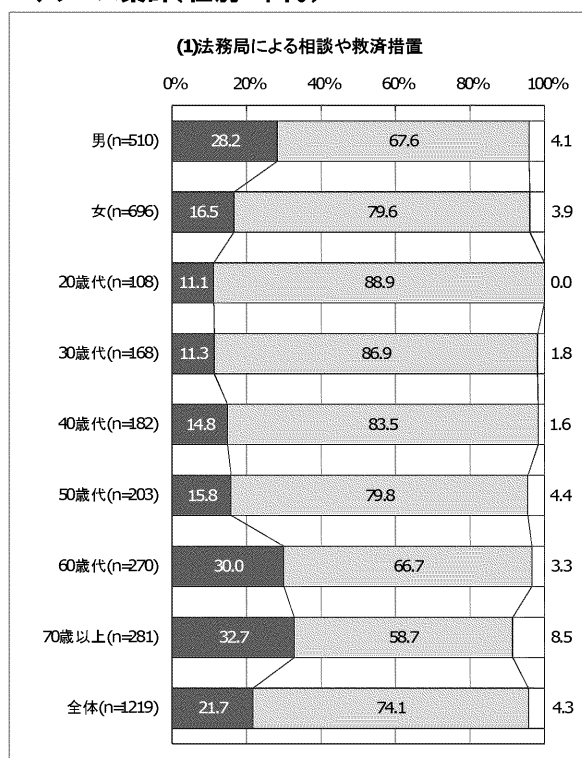
参 考

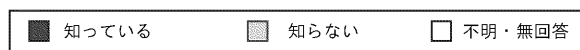
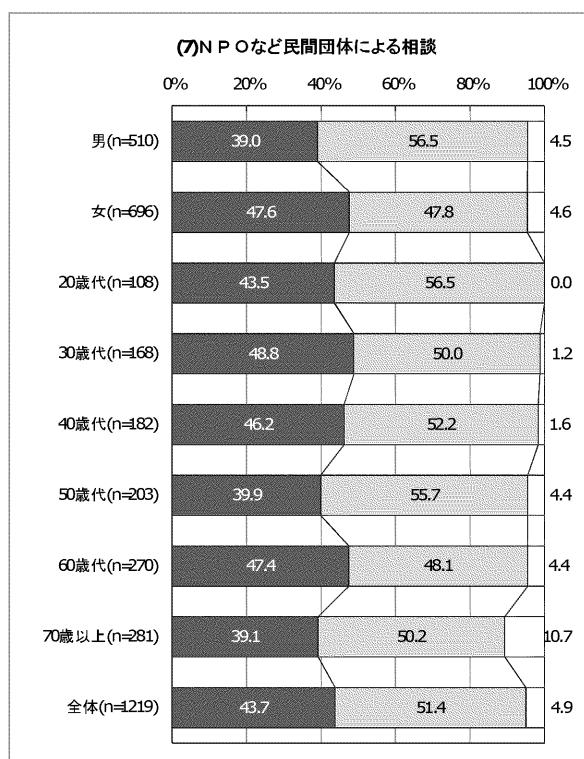
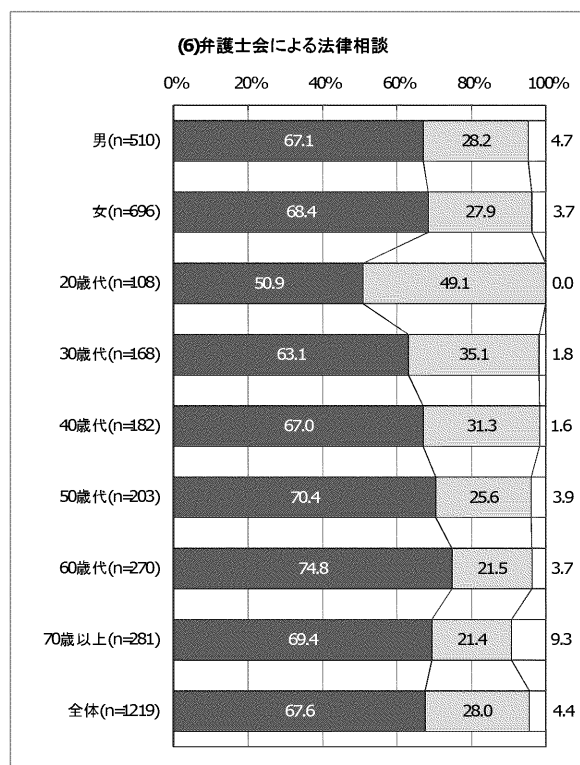
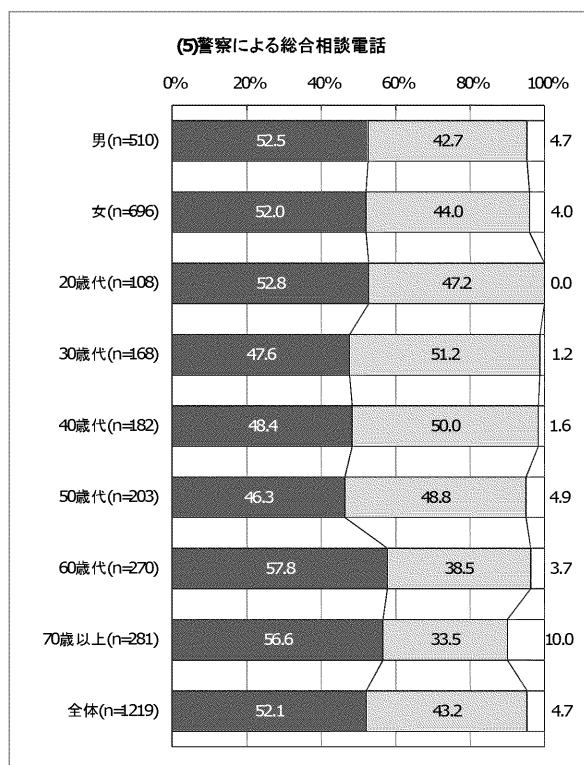
前回(平成 17 年調査)

『人権を守るための制度などについて、あなたが知っているものを選んでください（〇はいくつでも）』

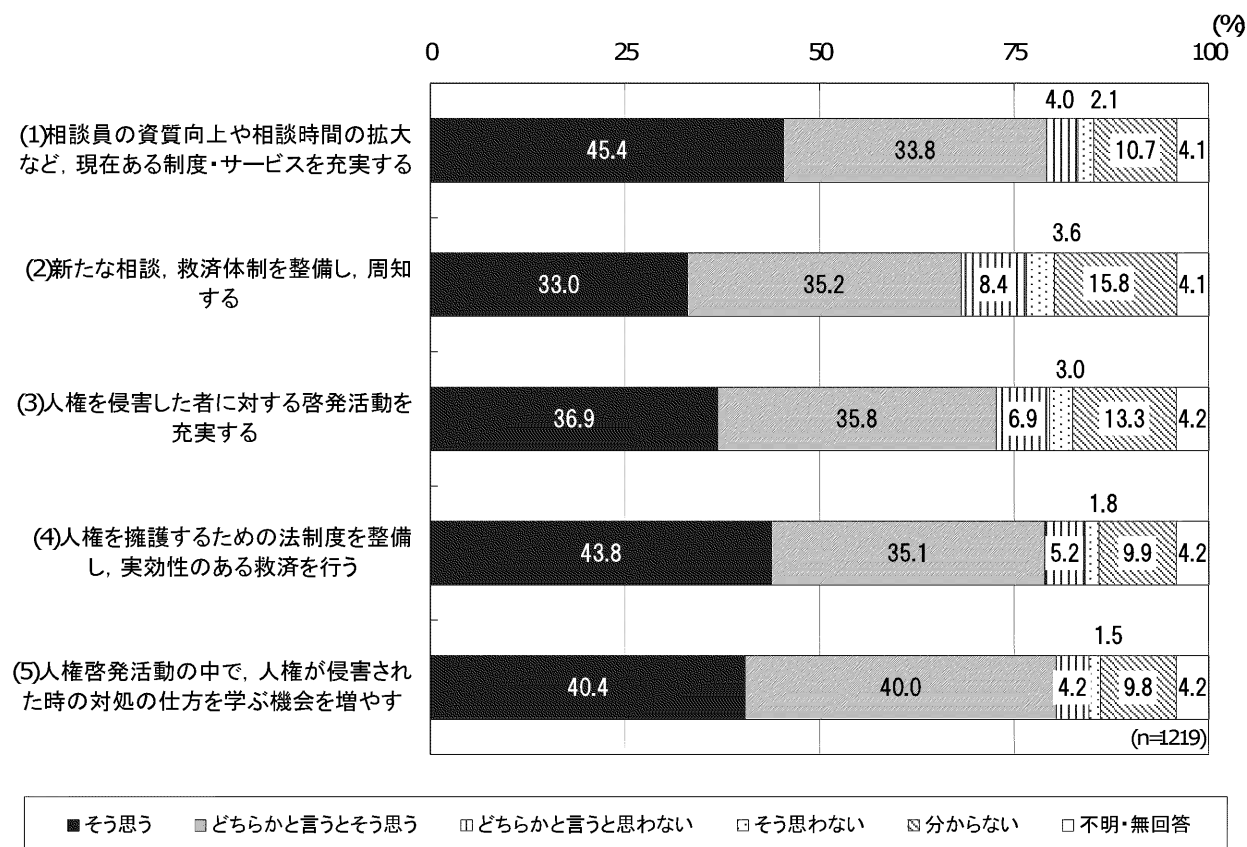


◆クロス集計(性別・年代)





問 19 人権侵害に対する相談や救済に関する次の事項について、あなたは必要だと思いますか。《○はそれぞれ1つ》



全ての事項について7割以上の人が必要と考えている

「そう思う」、「どちらかと言うとそう思う」を合わせた割合として、「(5) 人権啓発活動の中で、人権が侵害された時の対処の仕方を学ぶ機会を増やす」が80.4%と8割を超えて最も多くなっているが、いずれの項目も、これらを合わせた割合が7割以上となっている。

前回調査とは、設問形式や選択肢が異なるため、単純な比較はできないが、「(3) 人権を侵害した者に対する啓発活動を充実する」や「(5) 人権啓発活動の中で、人権が侵害された時の対処の仕方を学ぶ機会を増やす」について、必要と思う人が増加していると考えられる。

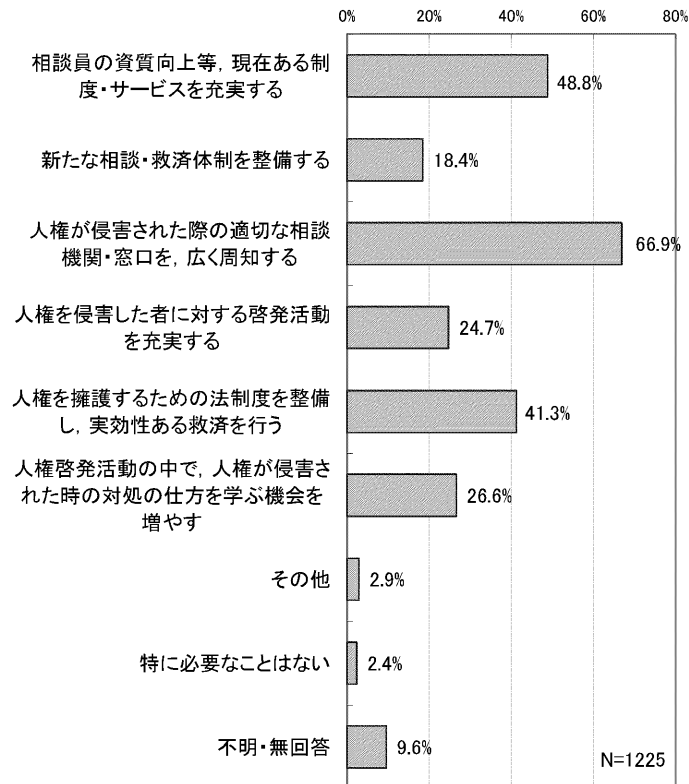
性別でみると、すべての項目で女性の方が「そう思う」、「どちらかと言うとそう思う」と肯定的に回答する傾向が強い。

年代別でみると、ほとんどの項目において、50歳代以上の年代が「そう思う」、「どちらかと言うとそう思う」と肯定的に回答する傾向が強い。

参 考

前回(平成 17 年調査)

『人権侵害に対する相談や救済について、必要なことはどのようなことだと思いますか(〇はいくつでも)』



◆加重平均(性別・年代)

	男 (n=510)	女 (n=696)	20歳代 (n=108)	30歳代 (n=168)	40歳代 (n=182)	50歳代 (n=203)	60歳代 (n=270)	70歳以上 (n=281)	全体 (n=1219)
(1)相談員の資質向上や相談時間の拡大など, 現在ある制度・サービスを充実する	1.28	1.43	1.07	1.20	1.38	1.46	1.41	1.47	1.37
(2)新たな相談, 救済体制を整備し, 周知する	0.97	1.14	0.82	0.87	0.97	1.04	1.22	1.25	1.07
(3)人権を侵害した者に対する啓発活動を充実する	1.15	1.19	0.70	0.93	1.19	1.27	1.23	1.39	1.17
(4)人権を擁護するための法制度を整備し, 実効性のある救済を行う	1.24	1.40	1.14	1.23	1.26	1.37	1.35	1.47	1.33
(5)人権啓発活動の中で, 人権が侵害された時の対処の仕方を学ぶ機会を増やす	1.25	1.38	1.27	1.39	1.32	1.34	1.26	1.34	1.32

※「そう思う」:2 「どちらかと言うとそう思う」:1 「どちらかと言うと思わない」:-1 「そう思わない」:-2で算出(「分からない」の回答除く。)